

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 38 第 6 項の規定により、岐阜県教育委員会教育長から包括外部監査の結果に基づいて措置を講じた旨の通知があったので、同項後段の規定により通知に係る事項を次のとおり公表する。

令和 8 年 3 月 2 7 日

岐阜県監査委員	澄 川 寿 之
岐阜県監査委員	安 井 忠
岐阜県監査委員	鈴 木 祥 一
岐阜県監査委員	安 田 典 子
岐阜県監査委員	飯 沼 敦 朗

1 令和元年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置の状況

令和元年度

(単位：件)

特定の事件 (テーマ)	措置を講ずべき部局	監査結果 A		措置済 B	今回措置を 講じたもの C	未措置 A - B - C
		指摘	意見			
岐阜県の県立高等学校及び県立特別支援学校	知事部局	指摘	14	14	0	0
		意見	4	4	0	0
	教育委員会	指摘	1,065	1042	4	19
		意見	160	153	1	6
合計		1,243		1,213	5	25

※教育長から令和8年3月10日付け教総第729号で通知があったもの

指摘：違法又は不当であり、是正・改善を求めるもの

意見：違法又は不当ではないが、組織及び運営の合理化の観点から、是正・改善を求めるもの

(参考)

(1) 令和6年度

(単位：件)

特定の事件 (テーマ)	措置を講ず べき部局	監査結果 A		措置済 B	今回措置を 講じたもの C	未措置 A-B-C
		指摘				
岐阜県の高齢者介護に関する 事業	知事部局	指摘	89	72	0	17
		意見	92	60	0	32
合計			181	132	0	49

(2) 令和5年度

(単位：件)

特定の事件 (テーマ)	措置を講ず べき部局	監査結果 A		措置済 B	今回措置を 講じたもの C	未措置 A-B-C
		指摘				
岐阜県の子どもに関する補助 金	知事部局	指摘	125	124	0	1
		意見	129	129	0	0
合計			254	253	0	1

(3) 令和4年度

(単位：件)

特定の事件 (テーマ)	措置を講ず べき部局	監査結果 A		措置済 B	今回措置を 講じたもの C	未措置 A-B-C
		指摘				
岐阜県の防災に関する事業 (災害予防・災害応急対策・ 災害復旧)	知事部局	指摘	171	164	0	7
		意見	163	152	0	11
合計			334	316	0	18

(4) 令和3年度

(単位：件)

特定の事件 (テーマ)	措置を講ず べき部局	監査結果 A		措置済 B	今回措置を 講じたもの C	未措置 A-B-C
		指摘				
岐阜県の県有文化施設に関す る事業及び県営都市公園に関 する事業	知事部局	指摘	268	247	0	21
		意見	171	157	0	14
合計			439	404	0	35

平成30年度

(単位：件)

特定の事件 (テーマ)	措置を講ず べき部局	監査結果 (指摘) A	措置済 B	今回措置を 講じたもの C	未措置 A-B-C
林業施策に関する財務事務の 執行及び事業の管理	知事部局	9	8	0	1

平成25年度

(単位：件)

特定の事件 (テーマ)	措置を講ず べき部局	監査結果 (指摘) A	措置済 B	今回措置を 講じたもの C	未措置 A-B-C
公有財産等に係る事務の執行	知事部局	25	24	0	1

令和元年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置

【テーマ:岐阜県の県立高等学校及び県立特別支援学校】

指摘	…違法又は不当であり、是正・改善を求めるもの
意見	…違法又は不当ではないが、組織及び運営の合理化の観点から、是正・改善を求めるもの

報告書頁	区分	見出し		結果の内容	進捗状況	措置報告年度	講じた措置	担当所属
214	指摘	5 施設	(1)物置	いずれの物置の設置場所についても、行政財産の目的外使用許可の申請をさせ、許可をするかどうか判断すべきである。	措置済	令和7年度	該当の物置については、令和7年3月31日にすべて撤去した。	岐阜工業高等学校
410	指摘	4 施設	(3)洗濯機	ヒアリングによると、敷地内に、部活動で使うユニフォームやゼッケンなどを洗濯する目的で、運動部が協力して設置した洗濯機が置かれているが、学校に寄附はされておらず、洗濯機の設置場所について、目的外使用許可の申請もされていないとのことである。洗濯機の寄附がされておらず、専ら部活動で利用されているといった利用実態に照らすと、学校が、洗濯機の所有者に対して、洗濯機の設置場所を使用させていると言える。洗濯機の設置場所について、所有者に対して行政財産の目的外使用許可の申請をさせ、許可すべきかどうか判断すべきである。	措置済	令和7年度	該当の洗濯機については、令和6年9月4日に廃棄処分した。	多治見高等学校
441	指摘	7 職員の管理	(3)産業医	産業医による学校巡視の記録を作成すべきである。	措置済	令和7年度	所属委員会会議報告書内に、産業医からの指導・助言・職場巡視の状況を記録している。	瑞浪高等学校
584	指摘	4 物品(備品、消耗品及び動物)	(4)自家発電機	施設整備費の中で取得された自家発電機について、物品一覧表等に登録されていない。自家発電機は、独立に移動可能であり、使用しない間は施設とは分離して管理されている。自家発電設備は、非常用電源確保のために最も重要な物品であり、適切な管理が必要である。建物設備の一部でありながら独立した物品の状態管理されているため、建物設備の一部として認識されているものの、自家発電機そのものが記録上管理されておらず、紛失・盗難の際に管理が徹底されないおそれがある。独立した備品と考えれば備品台帳に登録して管理すべきであり、建物の一部とするのであれば従物として重要な工作物として工作物台帳に明確に記録をすべきである。いずれにせよ適切な管理の為の登録が必要であり、教育財務課と協議して適切な登録を行うべきである。	措置済	令和7年度	該当の発電機については、独立した備品として、令和7年6月11日に備品台帳への登録を完了した。	吉城高等学校
735	意見	5 地域連携による活力ある高校づくり(高等学校の統廃合)		入学生徒の数が定員を割る高等学校だけでなく、定員の半数程度の入学生徒にとどまる高等学校が存在する。教育総務課は「地域連携による活力ある高校づくり」事業の実施状況、各高等学校の入学生徒数、地元小中学校からの進学状況等を踏まえ、各高等学校の定員や、学科構成等のあり方について、検討することが望ましい。また、少子化の進行によるさらなる学校の小規模化に備え、地域や高等学校の特性、学びの機会の保障等に配慮しながらも、各高等学校の配置を含めた県立高等学校の在り方について、検討を始めることが望ましい。	措置済	令和7年度	「地域連携による活力ある高校づくり」事業の成果である地域と学校が一体となった教育活動は、令和6年度以降「COREハイスクール事業」として継承し、より発展した取組みとするとともに、学科改編や小規模校等を対象とした遠隔授業などの実施により魅力ある県立高校づくりを進めている。高校のあり方については、第4次岐阜県教育振興基本計画(計画期間:令和6～10年度)において、「各地域の意見なども踏まえながら、学びの機会の保障、多様な学習ニーズへの対応、教育環境の整備などの視点から、その方向性の検討に着手する。」と記載した。	教育総務課